

促進計画（別紙）

1. 法第3条第3項第2号（中山間地域等直接支払）事業について、次のとおり定める。

（1）対象農用地の基準

1）対象地域及び対象農用地の指定

交付金の対象地域及び対象農用地については、次のアの指定地域のうちイの要件を満たす農振農用地区域内の農用地であって、1ha以上の一団の農用地とする。ただし、連担部分が1ha未満の団地であっても、集落協定に基づく農用地の保全に向けた共同取組活動が行われる複数の団地の合計面積が1ha以上であるときは、対象とする。また、連担している農用地でも傾斜等が異なる農用地で構成される場合には、一部農用地を指定することができる。

更に、一団の農用地において、田と田以外が混在しすべてが田の傾斜基準を満たしている場合においては、当該一団の農用地について、協定の対象となる農用地とすることができる。ただし、交付金の対象となる農用地は、田のみとする。なお、畦畔及び法面も農用地面積に加える。

ア 対象地域

旧真名子村

旧寺尾村、旧皆川村（栃木県知事が地域の実態に応じて指定する地域）

イ 対象農用地

(ア)急傾斜農用地については、田1/20以上、畑、草地及び採草放牧地15度以上勾配は、団地の主傾斜により判定を行い、団地の一部が当該主傾斜を下回っても、当該主傾斜が傾斜基準を満たす場合には交付金の対象とする。

(イ)自然条件により小区画・不整形な田

(ウ)市長の判断によるもの

緩傾斜農用地については、田1/100以上1/20未満、畑、草地及び採草放牧地で8度以上15度未満の傾斜農用地を対象とする。

（2）対象者

認定農業者に準ずる者は、「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」で次のア、イ、ウに定められた者など、地域の実情に合わせて市長が認定する者とする。

ア 農業従事者一人当たりの年間労働時間が2,000時間程度の者

イ 年間農業所得が580万円程度の者

ウ 農業経営の指標で定められた経営体

（3）その他必要な事項

土地改良通年施行に係る事業の概要、現に災害を受けている農用地の災害復旧事業の概要及び田から畑への地目変更等必要な事項について、記述するものとする。